

# 東京ドームシティ 『MICE』利用規定

## 第1条 (適用)

本利用規定は、「東京ドームシティ『MICE』」(以下「MICE」という)を利用し、下記の施設を利用する場合に限り適用する。

1. 東京ドーム
2. TOKYO DOME CITY HALL
3. プリズムホール
4. 後楽園ホール、後楽園ホール展示会場
5. シアターG ロッソ
6. 宇宙ミュージアム TeNQ
7. ラクサーガーデンステージ

## 第2条 (利用契約の成立時期)

「MICE」の利用契約(以下「本契約」という)は、利用者が本利用規定を遵守することを条件に「MICE 利用申込書」を株式会社東京ドーム(以下「会社」という)に提出し、会社がこれを異議なく受領したときに成立する。

## 第3条 (暴力団等の排除)

会社は、暴力団その他の反社会的団体の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、「MICE」の利用を認めない。

1. 暴力団対策法に定める指定暴力団及び指定暴力団員
2. 反社会的団体及び反社会的団体構成員
3. 暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示したり、これらを援助・助長する行為を行うと明らかに認められる者
4. 上記3項に該当する者と関係していることが客観的に認められる者

## 第4条 (利用期間及び利用料金)

- (1) 利用期間とは、原則として利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までの期間をいう。「原状」とは、「MICE」諸施設の各利用規定に準ずるものとする。
- (2) 利用料金は、基本料金と特別料金の合計金額とする。料金表は別紙に定める。
- (3) 基本料金とは、催事開催日当日について1日あたり諸施設で所定の時間での料金をいい、特別料金とは、基本料金以外の料金をいうものとし、いずれも会社が別途定める。
- (4) 利用者は、利用を申し込んだ施設のうちの一部の施設を利用しない場合でも、利用料金の減額を請求することは

できない。

## 第5条 (利用料金の支払方法)

利用者は、所定の利用料金を会社が指定する方法に従って会社に支払う。但し、支払日及び支払額は下記の区分に従う。

1. 本契約が利用開始日より3ヶ月以上前の日に成立したときは、利用料金のうち、契約成立の月の月末までに基本料金の30%相当額、利用開始日の3ヶ月前までに基本料金の30%相当額、1ヶ月前までに基本料金の40%相当額及び特別料金。
2. 本契約が利用開始日より1ヶ月以上3ヶ月未満前の日に成立したときは、利用料金のうち、契約成立の日から1週間以内に基本料金の60%相当額、利用開始日の1ヶ月前までに基本料金の40%相当額及び特別料金。
3. 本契約が利用開始日より1ヶ月未満前の日に成立したときは、契約成立の日の翌日までに利用料金の全額。

## 第6条 (利用料金不払いの場合の措置)

- (1) 利用者が、前条に定める第1回目の支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、事由の如何に拘わらず、本契約は当然にその効力を失う。
- (2) 前項のほか、利用者が前条に定める第2回目以降の支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、会社は、利用者に対して、何ら催告することなく直ちに本契約を解除できる。この場合、解除の通知があった時に本契約は当然に終了する。
- (3) 前項によって本契約が終了したときの利用料金の取り扱いは、次条の定めに従う。

## 第7条 (利用者が解約を申し入れた場合の措置)

- (1) 本契約は、利用者より解約の申し入れがあったときに当然に終了する。この場合、会社は違約金として、利用料金合計の全部または一部を下記の区分に従い当然に取得し、このほか会社が被った損害を利用者に対し、請求することができる。
  1. 利用開始日より3ヶ月以上前の日に契約が終了したときは基本料金の30%相当額。
  2. 利用開始日より1ヶ月以上3ヶ月未満前の日に契約が終了したときは基本料金の60%相当額。
  3. 利用開始日より1ヶ月未満前の日に契約が終了したときは利用料金の全額。
  4. 利用期間中に契約が終了したときは利用料金の全額。

(2) 前項によって契約が終了したときは、会社は、既受領の利用料金から違約金の額を差し引いた残額を契約終了の日から2週間以内に利用者に返還する。万一、既受領の利用料金が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に会社に支払う。

#### 第8条 (諸官庁への届出)

利用者は、「MICE」諸施設を利用するにあたって、法令に定められた事項について所轄の諸官庁に届出を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事前に会社の承諾を受け、且つ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに会社に通知する。

#### 第9条 (催事の運営及び警備等)

- (1) 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用施設を使用し、全て自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備及び催事終了後の原状回復作業を行う。
- (2) 利用者が、「MICE」諸施設を利用するにあたって必要な場内案内及び警備は、全て自らの責任と費用にて行い、原則として、会社指定の業者に委託し、会社の承諾なくそれ以外の業者に当該業務を委託してはならない。
- (3) 利用者は、「MICE」諸施設及びその周辺における顧客の誘導を、会社が指示する方法に従って行い、顧客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないよう常に万全の配慮を講じなければならない。

#### 第10条 (付帯設備の使用及びその利用料等)

利用者が、「MICE」諸施設に設置された会社所有の付帯施設の使用を希望するときは、利用開始日の14日前までにその詳細を会社所定の書面にて会社に申し込む。この場合、使用する付帯設備は会社が指定し、利用者は、使用方法、使用時間、利用料金及びその支払方法、支払期日その他に関して全て会社の定めに従う。

#### 第11条 (諸設備設置の制限)

- (1) 利用者は、「MICE」諸施設またはその周辺へ諸設備の設置を希望するときは、利用開始日の2ヶ月前までにその詳細を書面にて会社に申し入れ、会社の承諾を得る。
- (2) 利用者は、前項において必要な工事を、全て自らの責任と費用にて行い、当該工事を原則として会社指定の業者に委託し、会社の承諾なくそれ以外の業者に委託してはならない。

#### 第12条 (広告または看板等の掲示)

- (1) 利用者が、「MICE」諸施設またはその周辺に広告もしくは看板等の掲示を希望するときは、利用開始日の1ヶ月前までにその詳細を書面にて会社に申し入れ、会社の承諾を得る。
- (2) 前項の場合、利用者は、掲示する場所、掲示の方法、広告料金及びその支払方法、支払期日その他全て会社の定めに従う。
- (3) 利用者は、会社に対し、「MICE」諸施設またはその周辺に既に存する広告または看板等の取り外しや消除を要求することができない。但し、会社が特に許諾した場合はこの限りではない。

#### 第13条 (撮影及び放映・放送等)

- (1) 利用者は、「MICE」諸施設及びその周辺にて録画、録音または撮影 (以下「本件撮影等」という) をするときは、利用開始日の14日前までに、本件撮影等の目的、使用する機材について、書面にて会社に申請し、会社の許可を受ける。
- (2) 利用者は、本件撮影等によって作製した映像もしくは画像 (以下「映像等」という) の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など (以下「放映等」という) を希望するときは、事前にその詳細を会社に届け出、会社の書面による承諾を得る。映像等を二次利用する場合も同様とする。
- (3) 利用者は、映像等の放映等を行う場合、会社に対し許諾料を支払うものとする。これらの額及び支払い方法は別途協議のうえ定める。
- (4) 利用者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、「MICE」諸施設の景観及び広告物の映像に変更、切除その他の改変を加えることはできず、且つ、会社の協力がある旨を表示または放送して告知する。これらの告知の内容及び方法は、利用者と会社が協議して定める。
- (5) 利用者は、会社の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権利を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを遵守させなければならない。

#### 第14条 (医師または看護師の派遣)

- (1) 利用者は、自らの責任と費用で、必要に応じ、医師または看護師を「MICE」諸施設に派遣し、その旨を会社に報告する。
- (2) 前項の場合、利用者は派遣する医師または看護師のために「MICE」諸施設の控室を医務室として使用するものとする。

#### 第15条 (会社の承諾を必要とする事項)

利用者は、本契約に別に定めるほか、下記の事項を行う場合には、事前にその詳細を書面にて会社に届け出、会社の承諾を得る。

1. チラシその他の宣伝物の配布
2. 誘導・案内係の配置
3. 警備、安全管理体制

#### 第16条 (利用権の譲渡禁止)

利用者は、本契約上の地位を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

#### 第17条 (禁止事項)

利用者は、下記の行為をしてはならず、また、顧客その他第三者にこれらを行わせてはならない。

1. 会社の承諾を無くして「MICE」諸施設及びその周辺において物品の販売を行うこと
2. 「MICE」諸施設及びその周辺に危険物を持ち込むこと
3. 利用者がチケットを販売する場合、暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者にチケットを販売すること
4. 暴力団その他反社会的団体ならびにその構成員及び関係者を「MICE」諸施設に入場させること
5. 会社指定の場所以外の場所で喫煙すること
6. ゴミを投棄するなど、施設内を不衛生な状態にすること
7. 騒音、振動、異臭を発するなど近隣の迷惑となる行為をすること
8. 床・壁・天井、器具その他「MICE」諸施設及び備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為をすること
9. 暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること
10. 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発するなど心身の健康状態に支障を来す演出、または賭博もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
11. 「MICE」諸施設及びその周辺において、会社の顧客及びその他の第三者に迷惑を及ぼす行為
12. 自転車、バイク、自動車等を路上駐車すること
13. 別途会社が定める人員数を超える顧客の動員、及び会社が定める重量を超える機械設備等の設置。
14. その他、会社が「MICE」諸施設の諸設備の維持または保全のために禁止した事項。

#### 第18条 (施設管理権)

- (1) 利用者が前条の定め違反し、もしくは会社の担当者

の注意に従わない場合、または顧客その他第三者が前条の定め違反し、もしくは会社の担当者、利用者の従業員その他関係者の注意に従わない場合は、会社はこの者を「MICE」諸施設から退場させることができる。

- (2) 利用者及び顧客その他第三者は、「MICE」諸施設内においても、自己の身体及び財産について自らの責任でこれを管理し、会社は、「MICE」諸施設内での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
- (3) 利用者は前二項の定めについて、関係者や顧客に周知徹底しなければならない。

#### 第19条 (付保義務)

利用者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補填するため、保険会社との間にイベント保険等の損害保険を締結し、利用開始日の14日前までに、保険証書の写しを会社に提出する。但し、事前に会社の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### 第20条 (会社の立入権)

- (1) 会社は、「MICE」諸施設の維持、保安及び管理等のために必要と認めるときは、利用期間内に、いつでも「MICE」諸施設の適宜の場所に立入り、必要な措置を講じることができる。この場合、利用者は、会社が講じる措置に必要な協力をしなければならない。
- (2) 前項の目的のために会社が要求したときは、利用者は、会社の従業員その他会社が指定する者に対し、催事期間中の特別入場券(パス・IDなど)を予め交付する。

#### 第21条 (不可抗力等によって利用が不可能となった場合の措置)

- (1) 天変地変・テロ等の不可抗力、その他会社の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的に従って「MICE」諸施設を利用できなくなったとき、本契約は当然に終了する。
- (2) 前項の場合、利用者は、未払いの利用料金の支払いを要せず、会社は、利用料金総額の30%を取得し、その残額を速やかに利用者へ返還する。但し、催事開催の成立(入場券の払い戻しをしない等)以降において終了した場合、会社は、原則として利用料金の全額を取得する。
- (3) 第1項の場合、利用者は、会社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、顧客その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。

## 第22条 (利用者の損害賠償責任)

- (1) 利用者、その従業員、顧客、その他の関係者が「MICE」諸施設を利用するに際して諸施設を汚損または毀損したときは、利用者は、会社に対し、原状回復のための費用その他これによって会社が被った損害を賠償する。
- (2) 利用期間中に顧客その他の第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、「MICE」諸施設の施設上の問題に起因する場合を除き、利用者は、全て自らの責任と費用にて当該顧客らに対し、直接損害を賠償し、謝罪広告の掲載等会社の指示に従い信用回復のための措置をとり、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。
- (3) 前項の場合、会社が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、会社は、直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

## 第23条 (利用開始前の契約の解除)

- (1) 第6条第2項の場合のほか、利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、会社は、利用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除の通知を発信したときに本契約は当然に終了する。
  1. 利用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
  2. 会社が催事の内容について公序良俗に反すると認めるとき
  3. 会社の信用を毀損する行為があったとき
  4. 社会的な道徳または倫理に反する行為があったとき
  5. 会社の営業方針に反する行為があったとき
  6. 利用者が暴力団その他反社会的団体の構成員または関係者であることが判明したとき
  7. 利用目的が暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するためであったり、これらの資金源とするためのイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長する目的であることが判明したとき
  8. 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき
  9. 自ら振出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき
  10. 営業を廃止し、または解散したとき
  11. 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
  12. 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき
  13. 経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき
  14. 催事の内容等により、会社もしくは利用者との

間に紛争を生じ、またはそのおそれがある場合

15. その他本契約に定める利用者の義務または会社が指示した事項に著しく違反したとき
- (2) 前項によって本契約が終了したとき、会社は、利用者に対し、既受領の利用料金を一切返還せず、利用料金総額の全部を取得し、このほか会社が被った損害の賠償を請求できる。この場合、万一、利用料金の一部の未払いがあるときは、利用者は、会社に対し、未払い額の全額を契約終了の日から3日以内に支払う。

## 第24条 (利用期間中の契約の解除)

- (1) 利用者が利用期間中に下記各号のいずれかに該当したときは、会社は、利用者に対し、何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除を通知した時に本契約は当然に終了する。
  1. 利用開始時刻に利用を開始しなかったとき
  2. 利用を中止したとき
  3. 事由の如何に拘わらず、催事の続行が不可能となったとき
  4. 前条第1項各号の一に該当したとき
- (2) 前項によって本契約が終了したときの措置は、前条第2項と同様とする。
- (3) 本条の定めにより本契約が終了した場合、会社は、利用者に対し、会社の指示に従い日刊紙等の媒体に謝罪広告を掲載するなどの措置を求めることができる。

## 第25条 (催事終了後の措置)

- (1) 利用者は、催事終了後、全て利用者の費用にて利用施設に搬入した利用者の設備を搬出し、且つ、利用施設を清掃して原状に回復し、利用期間満了の時までに同所から退出する。
- (2) 前項の原状回復作業は原則として会社指定の業者が行い、利用者は、会社の承諾なく独自に作業を行いまたは他の業者に作業を行わせることができない。
- (3) 利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかった時は、利用者は、会社に対し、原状回復完了の時までの超過時間につき時間外利用料金を支払い、このほか会社が被った損害を賠償しなければならない。
- (4) 釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置など、第1項に定める原状回復に問題（隠れた問題を含む）があり、これにより会社その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

## 第26条 (騒音規制等)

利用者は、「MICE」諸施設を利用するにあたり騒音規制に関する法令等及び会社の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならない。

#### 第27条（非常時における対応）

- (1) 地震・火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は、消防署その他関係諸官庁へ提出した書面に記載された事項を熟知しなければならない。
- (2) 地震・火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処しなければならない。
- (3) 地震・火災その他の非常事態が生じた場合、催事開催の可否について、利用者は、会社の指示に従わなければならない。

#### 第28条（提出書類）

会社は、利用者に対し、事前に会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、会社が指定する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならない。

#### 第29条（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約に基づく利用者の全ての債務を保証し、会社に対し、利用者と連帯して履行の責に任ずることを約した。

#### 第30条（管轄裁判所）

本契約または本契約に関連して生ずる訴訟または調停は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

#### 第31条（定めのない事項）

この規定に定めのない事項は、利用者が「MICE」諸施設を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意をもって協議のうえ円満に解決する。

平成29年12月22日現在

予告なく変更する場合がありますので予めご了承願います。

株式会社東京ドーム  
営業推進部 MICE 事務局  
〒112-8575 東京都文京区後楽 1-3-61  
TEL.03-5684-4406 FAX.03-3817-6204